### 温故

第 4 号

## 須佐町郷土史研究会

目

次

ものを紹介しました。 「温故」四号をお送りいたします。 「温故」四号をお送りいたします。 「温故」四号をお送りいたします。

な年月日、時刻、方角などの見方を参考までみました。更に古文書を読むにあたって必要田親施公手書の「育英館規範」をとりあげて出れている益

につけ加えておきました。

伊能	回天
伊能忠敬翁測量日記より18	回天実証(前号のつつき)
より.	() (a) ()
	2
18	2

古文書に出る年月日、時刻、方角......27

益田親施公手書「育英館規範」......

: 2 3

1

## 回天実記(温故三号のつゞき)

陥ルハ夏虫ノ灯火ニ狂奔スルト一般ナリ。今 っくり) 二帰営ノ策ヲ講ジ、徒ニ其ノ囲中ニ テ、如斯事情ノ切迫スルニ至リテハ、悠(ゆ 津田公輔等就縛ノ世評屡々耳朶ニ触ルルヲ以 寺本営二入ル能ハズ。且大谷樸助、河上範三 赴クヤ俗論党ノ警戒頗ル厳ニシテ、遂ニ心光 須セリ。 初メ回天軍ノ隊名ニ依リ、三浦政衛 佐久間禄右衛門、八谷藤吾、湯川丑兵衛等来 ルニ日タニ至り干城隊国貞直入、佐久間勇熊 其ノ親族ニ令シ、直二工事係員ヲ出張セシメ 於テ採用セズ、別二新嶽舎ヲ構造スルニ決シ ンニハ若カズト途ヲ転ジテ福田村ニ出テ紫福 ヨリ萩干城隊二至リテ外ヨリ勢援ノ事ヲ図ラ 内田茂樹等田万村二派出セシガ、其ノ帰途ニ テ実地取調ベノ事アリ。是仝月二日ナリ。然 公輔ノ宅中ニ於テ別ニー室ヲ借上ゲ、 周ラス 一方四寸の柱ヲ密植シテ之ヲ禁錮スルノ旨ヲ 津田公輔ガ屠腹(切腹)ノ請願八邑政堂ニ

息シテ曰ク、嗚呼吾輩機二後レテ二名士ヲ失ヘ

リ、吾輩昨日来須セバ豈(どうして)大谷、河

況ヲ陳述セリ。国貞等大谷樸助、河上範三ノ冤去リテ本町須山平助宅二投宿シ、八谷、湯川ノム・是二於テ公輔本町須山二至リ、国貞、佐藤び。是二於テ公輔本町須山二百ッテ発程シ、国貞、佐藤び。是二於テ公輔本町須山二白ッテ発程シ、国貞、佐藤が。是二於テ公輔本町須山二五川、国貞、佐藤が。是二於テ公輔本町須山二至リ、国貞、佐藤が、是二於テ公輔本町須山二至リ、国貞、佐藤が、東京、其ノ尋問二応ジテ詳ニ回天軍ノ実と、上ヲ死セシメンヤ、ト相見テ愁然タリシガ辞シ上ヲ死セシメンヤ、ト相見テ愁然タリシガ辞シ

へ御家督歎願ノ為発セラル。益田三郎左エ門同四日幼主精次郎君、仙相院君八山口政府

栗山翁輔、増野又十郎等随行セリ。 蓋シ(思

促シタルモノナリ。仝五日御着駕アリテ竪小悪り、一時ノ難ヲ逃レ、傍ラ仙相院君ノ威光夢シテ其ノ答弁ヲ要セラル、事アランコトヲ治に)国貞等の来須二会シ、従来ノ暴政ヲ摘

津田公輔ヲ携へ漁船ヲ雇ヒテ四ツ時(十時)ルヲ以テ、軍務総督増野与次ニ照会アリテ、同七日国貞氏は邑宰其ノ他重役ノ者不在ナ

路中野親助方ヲ御旅館ト定メラル。

シテ明朝須佐行ノ由ナリト云ヘリ。国貞等急ニヨリ騎馬三、四名来着アリ、中村某二一泊時)ナリ。晩酌ノ際主人ノ話中ニ、本日干城隊酒肆(酒店) 二投宿セシハタ七ツ半時(午後五出帆帰萩セリ。然ルニ此ノ日天候変ジテ逆風ト

ル。干時回天軍惣(総)員ト本藩伺ノ上ナラデ

帰レリト相与二俗吏ノ専横ヲ憤リ、談数刻ニ至

員ヲモ預リ帰ルベシトノ事ニ決シ、国貞等八伊ルベキカトノ説アリ、結局須佐行ノ上回天軍惣(少し)モ掛念ナシ、楢崎等ノ須佐行八徒労ナハ処置スルコト能八ザルコトヲ約シタレバ、豪

藤旅寓ニ帰レリ。 夜既ニ五更( 夜明近く) ナ

IJ

所二滞在ス。) 萩御城内干城隊本陣ニ着シ、津田公輔モ仝 仝八日国貞一行八奈古出発、九ツ時(正午

之ヲ惣員ニ通知ス。

ダル回天軍総員ヲ伴ヒテ帰萩スベキニ決シ、チニ邑政堂ニ談判シテ、当時親族預ケトナリチニ邑政党ニ談判シテ、当時親族預ケトナリ

仝九日回天軍惣員八親族預ケヲ解放セラレ

執レモ須佐二来会セリ。

論党ニ疑ハレ、大イニ擯斥(排斥)セラルヽベキノ約アリシガ、三士就縛ノ後ハ果シテ俗助等ト気脈ヲ通ジ、邑政堂中ニアリテ内応ス仝十日朝出発セリ。小国融蔵八曽テ大谷樸

福寺二滞在ス。津田公輔モ干城隊ノ許可ヲ得ヲ勧告シテ仝(同)伴シ日夕萩着、古萩法氏ノ内意モアリテ、回天軍惣員ヨリ脱走ノ事ノ勢アルニ因リ其ノ結果恐ルベケレバ、楢崎

シト。泰一等辞シ去ル。 曰ク、不肖彦十郎等一身ヲ干城隊ニ托セリ。故 恩命二背カズンバ今日仝行スベシト。 彦十郎等 八供奉ヲ命ゼラルルベシトノ事ナリ。卿等此ノ 卿等御旅館へ来寓アルベシ、然ラバ御帰邑ノ日 回天軍ノ御処置ハ寛大ニセラル、ノ思召ナレバ 幼主君、仙相院君当地ニ御来駕アリシニ付テハ 中村泰一外一名ヲ三氏ノ旅寓ニ遣シ曰ク、当度 館二ハ早ク之レヲ採知スル者アリテ、 随行ノ内 テ更二山口二至リ運動セリ。 然ルニ幼主君御旅 樹等ノ干城隊二飛報ノ事ヲ竟ルヤ、 仝隊ニ計リ 決断セリ。初メ村岡彦十郎、三浦政衛、内山茂 リ、徐々方針ヲ定メテ大イニ為ス所アルベシト 同座の者全員) 賛成スルヲ以テ、一旦山口ニ至 テ法福寺二来会シ、今後運動ノ目的ヲ相議スル 二自由ノ挙動ヲ為ス能ハザレバ其ノ命ニ応ジ難 二小国融蔵、津田公輔等意見相投合シ、挙座(

二八又中村泰一、尾木七郎左エ門、西尾荘助等其後村岡彦十郎等湯田へ転寓潜伏ス。御旅館

リテ返サレンコトヲ乞フト委嘱シテ去レリ。 思等ノ所在ヲ尋ネシニ、寺内ハ不知ヲ以テ答へとり。泰一等曰ク、幼主人当地へ来駕ニテ、回、大軍既往(過去)ノ罪科ハ不問ニ附セラルル事ニ決セリ、彦十郎等ノ身上ニ係リ豪(少)モ関ニテ、原ののより、ののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、ののののでは、のの

備中殿二依頼セラル。毛利将監殿ヨリ命ヲ伝へ旧ノ発令アリ。我益田家ハ幼主君ノ代理ヲ宍道仝十四日三国老ノ跡何れも家督相続、食禄復ニ寄寓シ、小国融藏ハ岡三橋氏ニ潜伏ス。

二周布治郎殿ニ迫リテ回天軍再興ノ周旋ヲ諾セヲ乞ヒシニ、二氏大イニ奮ッテ奔走尽力セリ。遂郎)鴻城軍河上四郎(本名平川四郎 等ノ援助津田公輔等八遊撃軍敷島次郎(本名須子善次

タラシムルノ事ヲ達セラル

ラレ尚支族益田石見、周布治部二氏ヲ以テ後見

#### シム

御着ナリ。 二御一泊、十九日弥富村御一泊ニテ二十日須佐仝十八日幼主君、仙相院山口御発駕、生雲村

仝二十日周布治部殿へ覚書ヲ出セリ。

#### 覚

- 一 回天軍屯集場ノ儀ハ下田萬村二被仰付度候事 大谷樸助、河上範三ヲ忠死ニ被仰付度候事
- 屯集場へ着可致候事(四天軍二関係諸隊之者五六人仝伴ニテ直様)
- 一 組士入隊被差許度候事
- 一 回天軍惣人数御賄相成候事

### 三月二十日

隊二入営セリ。 スベキ策ニ決シ、当時山口在陣ノ奇兵隊五番銃奇兵隊二入隊シテ隊カヲ借り、外ヨリ応援ヲ為ルノ遠慮アルニ依リテ、村岡彦十郎始メ六名八帰邑ノ後容易ニ正気恢復ノ実効ヲ奏スベカラザ

村岡 彦十郎事

五番銃隊 英 次郎本真

仝上 山下 範三郎安邦

黒谷 豫四郎事

全上 玉川 小文吾記政

藤田 篤助事

三番銃隊 桜山 隼入芳懐

五番銃隊 岡部 東三定一

仝上 金山 義十郁忠真

**仝廿二日周布治部殿、敷島次郎、河上四郎等** 

同伴、仝(同)志十四人山口出発、生雲通リ上小

川村ニ至り仝所ヨり回天ノ旗ヲ翻シテ上田万村

二帰リ玉林寺二屯ス。

仝二十六日周布治部殿、敷島、河上等惣員ヲ

申セシムルナド顧ル混雑セリ。ル。邑政堂八士族各級ニ向ッテ異( 意) 見ヲ上率イ、出須シテ回天軍再立ノ認許ヲ邑政堂ニ迫

周布治部殿口演書

リンが企義を介すがたなきてきまき頃をすっ 大谷樸助、河上範三初発正義之廉ヲ以テ格

別之御詮議被仰付跡式被差立候樣奉願候事

隊被差立候樣奉願候。尤再隊之義二付何隊ト回天軍一応分散被仰付候処、此度改而右之

改賛仕度、其節二至被差免候樣奉願候事

屯集所之義八如何被仰付候哉願い下田万村

二被仰付候八バ奉難有拝候事

組士十二人八是迄ノ行成トシテ入隊被差免

候様御詮議可被下候。尤入隊中ニテ組役当番

ノ節八出勤被仰付非番之節八右隊へ罷帰度又

ハ急出張之節ハ組士拾弐人丈ケハ隊中ヨリ出

張被仰付候樣奉願候事

屯集人御賄二被仰付候樣奉願候。 無左而八

往々取続成苦敷義御座候事

一 回天軍願之通被相立候者、山口諸隊ノ内ヨ

リ入隊之者為引立折節罷越候故、 是又其節

御賄可被下候事

丑ノ三月

周布治部

右口演書八周布殿ノ手ニ成レル八勿論ナル

ガ、後二一読シテ第一条第四条ノ願意頗ル曖

昧ナル二驚キ<mark>不</mark>満足ヲ感ジタリ

全廿八日回天軍再立ノ許可アリ、次デ総督

ノ撰ニ至リ、当時門閥中適当ノ人物ニ乏シク

稍々才識アルモノハ概ネ俗論党ノ首謀タルヲ 以テオ識取ルベカラザルモ俗論党二関係浅力

リシ増野又十郎ヲ押シテ其ノ任ニ当ラシメ、

下田万村里正大谷六郎左エ門宅ヲ本陣トシ、

西法寺ヲ以テ兵営ニ充ツルノ令アリ

全廿九日回天軍惣員下田万村屯所二入り、

故親施公ノ大祭典ヲ挙行ス。

回天軍役員

增 野 又十郎

督

総

監

軍

津田 栗山

公輔

参謀兼書記

小隊司令 大橋 三樹三

砲 掛 岩本 藤太

大

侯 中村

泰一

斥

計 中 村

周布治部殿、 敷島、河上ノ二氏並ニ山口ニ帰 藤馬

ル

月上旬ヲ以テ所務代ニ命ジ左ノ令ヲ各地方ニ発 勢ヲ挫カント欲シテ百方奸計ヲ廻ラシ、遂ニ四 許シタルモ、其ノ実ハ甚ダ不快ナル故ニ其ノ隊 茲二邑政堂八事情ニ迫ラレテ回天軍ノ再興ヲ

今般育英館へ御家来ノ者入込稽古被仰付候

シテ入隊者ヲ防ガシメタリ。

二付テ

付候、仝定法入込不仕而モ十日程宛滞留ニテ 地方農兵其外ニテモ心掛次第入塾御免被仰

モ稽古相調候而モ宜敷、勿論滞留中御養ヒ被

仰付候トノ儀二候條右様承知候而其御沙汰可

有之候

此度田万二テ回天軍之者隊被差立候付而八

ラデハ不相調トノ儀二候条、此段ヲモ沙汰 右隊へ入込度者ノ儀者願出、 御免相成候ナ

可有之候 以上

丑四月

松井(九郎右工門)

各庄屋宛

従来育英館八士卒ノ稽古場ニシテ町農ノ入

塾八堅ク禁ジタルモノナルニモ拘ラズ、俄カ

一町農ヲシテ入塾セシメ、其ノ食料ヲ給スル

優待ヲ為シ、 若シ其ノ招キニ応ゼズシテ回天

軍入隊ノ事ヲ出願スレバ種々ノ故障ヲ設ケテ

其ノ志望ヲ遂ゲシメザルニ至レリ。 回天軍ヨ

リハ右書状ヲ以テ邑政堂ニ訊問セシニ、所務

代松井某ガ命令ノ意味ヲ誤リタルモノナリト

答弁セリ。周布治部殿滞須之際、俗吏等モ契

約ノ条々履行セザルヲ以テ左ノ覚書ヲ出ス。

覚

之通リ御免被仰付候処今二家督ノ御沙汰無 大谷樸助跡式之儀、先達而周布樣御歎願

之由、早速御沙汰被仰付候哉之事

御家来中二、三男入隊ノ件、之亦早速御沙

汰被仰付候哉之事

ゲベエル六十六挺、タマ相添工玉薬ハー挺

二付百発宛大砲拾弐 栂 弐挺(玉薬仝上)

煙硝壱貫五百匁(但大小銃稽古打之分)

右御渡被仰付候哉之事 注 この後次の三行脱落

其他数条今略之

具足六十六領

丑四月廿五日

幕提灯

右御貸渡被仰付候哉之事

回天軍

尓後愈々邑政堂及軍事総督増野与次等ニ迫リ

テ前約履行ヲ促スト雖モ、俗吏等事ヲ曖昧ニ寄

セテ荏苒日月(ぐずぐず)ヲ経過スルヲ以テ到

底事ノ成ルベカラザルヲ計リ軍議一決シテ下田

万営所ヲ引払ヒ山口ニ至ル。

届 書

御届申上候事

回天軍復興ノ事治部様御歎願ノ通リ被仰出隊

中一統感激奉命罷在候処、今日二至リ諸事相運

ビ兼、立隊八名而已ニテ往々之目途モ無御座

議相待居申候、此段御届申上候 候二付、無余儀本藩政府へ罷出、 公道ノ御決 以上

四月廿七日 回天軍

廿八日山口二着シ古熊永福寺ヲ借受ケテ投宿 四月廿七日夜、篠目村久野某方二一泊、翌

シテ周布殿ヨリ須佐邑政堂ニ向ッテ食言(約 直チニ敷島、河上等ト相会シ、周布殿ニ熟談

束を違える) ノ罪ヲ責メシメ、尚実行ノ挙ヲ

セザルニ於テハ為ス所アルベシト決断セリ。

于時周布殿八其領地ニアリ。

同晦日(月末)全軍山口出発、 敷島次郎仝

(同)伴ニテ美祢郡渋木村ニ到ルニ周布殿八

萩通リ山口行ノ不在ナル由ヲ以テ仝村ニニ泊

シ翌早晨(朝)発程、二日山口ニ帰ル

五月三日隊員五名周布殿旅寓竪小路木津屋

|至リ須佐邑政堂ノ不正処分ヲ指摘シ、其ノ

罪ヲ鳴ラシテ詰責セラレンコトヲ請ヒシニ、 周布殿ノ確答ナキニ依リ、先ズ正俗ノ別ヲ明

> 御遺志ヲ継グ能ハザルノ理ヲ喋々弁解シテ帰営 カニセザレバ邑中ノ士気ヲ振作シ、故親施公ノ

セリ。

雖モ、終二其ノ極ヲ結バズシテ帰営セリ。 曖昧ニシテ断見ナキヲ以テ、激烈ニ之ヲ詰ルト 全六日隊員十名周布殿ヲ訪問セシニ、其ノ説

下スベカラズトノ答弁アリ、公輔等諾シテ退出 出ズベシ。 然ラザレバ本藩ニ於テ直接ノ裁断ヲ 殿ヨリ更ニ其ノ処置ヲ為サザルベカラザル理ナ 氏ノ意見通リ相調ヒシ由復命セリ、然ルニ今日 天軍一件八先二周布治部殿へ御委任アリテ、仝 判断、邑政改革ノ処分ヲ請フ。波田野曰ク、回 同伴政治堂二出テ、波田野金吾氏二面会ス。泰 レバ毛利筑前殿、益田石見殿等ニモ熟議ノ上今 二至ルモ其ノ実行ノ尚挙ラザルニ於テハ、 周布 ニスルヲ以テ巨細(大小)弁解シ、速ニ正俗ヲ 一応周布殿ノ御処置ヲ待チ、結果ノ如何ヲ届ケ 八且テ北強団支部ニ在リテ俗論党ノ事情ヲ詳 仝日津田公輔、栗山徹三、中村泰一等周布殿

シ周布殿同伴更二毛利筑前殿ノ旅館ヲ訪フ。

毛利殿八面会ヲ謝絶セリ。

機二際シタレバ、周布殿ノ意見二随ヒ帰須ス 裁断無之二於テハ、直二其ノ実ヲ本藩政府ニ べシ。万一周布殿二於テ正俗ノ弁別判然タル 郎等ノ周旋スル所アリテ生雲屯営ノ南園隊モ 仝(同)帰須然ルベキト。然ルニ此時敷嶋次 政府ノ内命有之、仝地着ノ上八両名相計リテ 発程須佐行ニ決セリ。益田石見殿仝伴ナレバ 至急御来須ヲ請フトノ事ナルヲ以テ、明七日 殿之ヲ見テ怪ム色ナク、且曰ク過日益田勘兵 出山セルヲ以テ周布殿ノ旅館ニ持来ス。周布 上申シテ運動ノ目的ヲ達スベシト決セリ 須佐内訌(内輪の争い)ノ鎮撫ヲ計画スルノ 正義恢復丿実ヲ挙ゲシムベケレバ、回天軍 衛出山、仙相院君御面談相成度件アルニ依リ 意曖昧ノ由報知ノ為、城一喜一郎、田根重蔵 仝七日、須佐ヨリ大谷樸助跡式ノ沙汰書文

### 大谷樸助へ御沙汰書

### 大谷午太郎

右父樸助罪科ヲ以テ家名断絶被仰付候処今般

御家督首尾能被仰出候段

改而御手廻へ御取立被仰付候事例後格厚思召之旨ヲ以テ樸助先知拾五石被下置公儀非常大赦之御沙汰筋モ有之候ニ付不被拘前

丑之五月

先大谷樸助

親類中

右今般

御家督御首尾能被仰出且従

候様申合、無緩令教導候様被仰付候事例後格厚 思召之旨ヲ以テ樸助実子午太郎儀樸助先知拾五石被下置改而御手廻へ御取立被仰付以儀非常大赦之御沙汰筋モ有之旁々付不被拘前

丑ノ五月

右書面ニ付テ八御手廻ヨリモ邑政堂ニ迫リ、

ント欲シテ三郎左エ門ノ専断ニ出シ所(処)糺サルルニ前罪状ノ不正ヲ隠蔽(かくす)セ出山日之ヲ詰問シ、尚須佐行ノ上其ノ事情ヲ問布殿ニ報知セシニ因リ、周布殿ヨリハ翁輔

置ニシテ仙相院君ノ関係モ無之由ナリ。

シム。
至リ須佐ノ近況ヲ報道シテ声援ノ運動ヲ為サ大橋三樹三、中村泰一等大道村三好久平方ニ大橋三樹三、中村泰一等大道村三好久平方ニ

内田正一郎等ヲ生雲村ニ滞在セシメ、惣員一仝十一日、南園隊ニ随行ノ為、梅津熊之進、

一外二名出須セリ。同下田万村陣営ニ帰着、仝夜津田公輔・中村泰

仝十二日早朝、周布殿旅寓(大谷文平宅)二

至レバ、周布殿不快ニテ臥蓐(床にふす)ノ由

大レバ、公輔一名病室二入リ仝氏山口出発前二大レバ、此ノ好機ヲ誤ラズ、万同隊ト謀リテ公平ルバ、此ノ好機ヲ誤ラズ、万同隊ト謀リテ公平処断アランコトヲ企望スル旨ヲ述べ、且回天全軍須佐出張ノ事ヲ謀リ辞シテ本営ニ帰リ、軍ヲ挙ゲテ須佐浄蓮寺二出張ス。御手廻四組等各集挙がテ須佐浄蓮寺二出張ス。御手廻四組等各集合所ヲ設ケテ謀議周旋スル処アリ。茲ニ両後見局布治部、益田石見ハ須佐来着ノ後一方二ハ仙周布治部、益田石見ハ須佐来着ノ後一方二ハ仙周市説のマレタリ。一方二ハ俗吏等ノ詭弁二欺カレテ正義がが、以前、公輔一名病室ニ入リ仝氏山口出発前ニナレバ、公輔一名病室ニ入リ仝氏山口出発前ニナレバ、公輔一名病室ニ入リ仝氏山口出発前ニナレバ、公輔一名病室ニ入リ仝氏山口出発前ニナレバ、公輔一名病室ニ入リ仝氏山口出発前ニナレバ、公輔一名病室ニ入リ仝氏山口出発前ニナレバ、公輔一名病室ニ入リ仝氏山口出発前ニナレバ、公輔一名病室ニ入リ仝氏山口出発前ニナレバ、公輔一名病室ニ入リ仝氏山口出発前ニナレバ、公輔一名病室ニ入リ仝氏山口出発前ニナレバ、のでは、アル・ファン・ファルスを関係が表します。

久七方二投宿ス。 大力書記内山勘五郎外三名来須、松原丁大賀のアリ、事竟リテ発程、生雲村二一泊、十五の子蓮寺営所二帰ル。仝日南園隊参謀中村芳のアリ、事竟リテ発程、生雲村二一泊、十五の子が書記内山勘五郎外三名来須、松原丁大賀のアリ、東京リテ発に、全国の手が表し、夜四ツ時の大大方二投宿ス。

全夜下田万村営所二帰着ス。

仝十九日、津田公輔、中村泰一等山口出発、

ール射的、撃剣等所望ニ依リー見ニ供ス。察ノ為下田万村着泊アリ、翌廿一日回天軍ゲベ会廿日、益田石見殿公命ニ依リ、仏坂関門視

手然ルベシトー決シ、周布殿ヨリ内山茂樹ニ命モー応出山アリテ熟義スル処アリテ、然ル後着ニ政府ニ復命シ、政府員ニ命ジテ益田石見殿ニ番役延期出願ノ為帰山ノ由ナルガ、山口着直チ周布治部殿八須佐処分ノ半途ナルヲ以テ、月

山セリ。
山セリ。
山セリ。
両後見八山口二於テ屡々相会シ
テ且政府ト議スル所アリシガ、周布殿其ノ采
テ且政府ト議スル所アリシガ、周布殿其ノ采
が大工急用アリテ帰在アリ、事竟リテ又出

司、大イニ両後見ノ果断ニ乏シキヲ責ム
 可、大イニ両後見ノ果断ニ乏シキヲ責ム
 がメ周布殿ノ須佐出発ニ臨ミ、廿三日ヲ期シ
 に依リ回天軍ヨリ隊員ニ名出山シ、次デ御手
 四天軍ハ無論、御手廻四組等ノ有志者ハ屈指
 原ブルト雖モ、其ノ言曖昧信ズルベカラザル
 原ブルト雖モ、其ノ言曖昧信ズルベカラザル
 原ブルト雖モ、其ノ言曖昧信ズルベカラザル
 周布殿須佐出発後、益田石見殿又出山アリ

レバ、周布殿ノ性急ナル、忽チ満面朱ヲ濺グ

ノ見込ヲ立テタル後、須佐行ノ事ニ決セリ。正義派ノ内ヨリ指名選抜シテ山口ニ召喚シ処断然ルニ敷島、河上二氏周旋シテ之ヲ調シ、結局ガ如ク非常ニ激怒シー喝将ニ破裂ノ勢トナレリ

キ旨ヲ達セラル。回天軍三名御手廻市山淳蔵外一名至急出山スベ国五月三日、大橋三樹三ヲシテ帰須セシメ、

病二罹リテ今日遂ニ立タズ、可惜。スルノ約アリテ、或時八俗吏ノ班ニ列シ、或時八脱シテ山口ニ潜伏シ、窃ニ運動スル処アレド・事竟ニ成ラザルヲ以テ暫ク南領一貫野ニ隠・がメル国融蔵八大谷樸助等ト内外相応ゼント

仝四日、大橋三樹三須佐二着シ両後見ノ命ヲ伝

ス

シヲ以テ市山淳蔵等ト共ニ召集ノ員ニ加ハル。至ル。当時山下少輔、松原仁藏等山口ニ滞在セ廻市山淳三、栗栖鬼助須佐出発、執レモし山口ニ企五日、回天軍中村藤馬下田万村出発、御手

全六日、 大橋三樹三、中村泰一発営、 山口

三至ル。

輔 堪ユル能ハザル処ナレバ、既二辞退書ヲ認メ 処断ニ躊躇スル場合無キニアラズ、仍テ当地 在リテ他ノ嫌疑ヲ憚ル処尠カラズシテ、自然 互二微笑シテ去リ、転ジテ益田石見殿ノ旅館 シト、断然関与セザルノ決意ナレバ、其ノ召 政治堂役員ノ内ニモ内見ニ入レ、万益田石見 テハ従来邑政堂ヨリ回天軍ニ対セル不当ノ処 曰ク、当度諸氏ノ出山ヲ煩セルハ予等須佐ニ (竪小路中野新助)ニ至リテ面会ス。石見殿 集二応ジタルモノハ、彼又例ノ癖ヲ出セリト ハ須佐紛擾鎮定ノ事件ハ不肖治部等ノ責任ニ 二応ジテ出山ノ由ヲ陳ス(のべる)。 周布殿 村藤馬、御手廻市山淳蔵、栗栖鬼助、山下少 二於テ事実取糺ノ上須佐二至ルニ決セリ。 就 |譲リタルニ依リ、同氏ニ付テ詳細聞取ルベ 仝七日、回天軍大橋三樹三、中村泰一、中 松原仁蔵等一同周布殿ノ旅館ニ至リ、命

置及ビ北強団ノ創立後運動ノ巨細ヲ洩ラサズ、

仙相院ノ威厳ヲ憚リ、優柔不断益々俗論党ノ気 サレバ参考ノ材料タルベシト。 然ルニ両後見ノ 尚処罰丿意見ヲモ筆記シテ周布殿丿旅館迄差出

焔ヲ熾 ニセシムルノ姿アルハ益々回天軍ノ憤懣 \*\*\*\*

テ明日旅寓二於テ相調へ差出スベシ。 但シ現今 モ尊命ニ違背スルハ不敬ニ渉ルノ嫌ヒアルヲ以 今更陳弁スルノ必要ナキハ勿諭ナリ。 然リト雖 クニシテ、君等ニ於テモ漸次御捜査ノ事ナレバ 歴併セテ彼等ガ奸曲ノ要領八屡々上陳セシガ如 スル所ナレバ、三樹三曰ク、正邪両肢ノ起因来 邑政堂吏員当地ニ滞在シテ時々本政府ニ出頭シ

又八両後見ノ御旅館へモ参叩 スル由ナレバ、当(堂)

セシ如クナルヲ御参考ノ材料ニモト強テ御請求 敢テ三樹三等ノ参与スベキ事ニ非レバ既ニ弁明 ヲ許サルヽ事勿レ、何トナレバ其ノ筆記ノ事実 度ノ上陳書八姑ク篋底二蔵シテ妄ニ彼等ガ披見 ノ罪科ヲ定ムルハ元来両後見ノ御権利ニシテ、 二於テ毫厘ノ誤ナキモ、其ノ首悪ヲ指名シ、其

殿肯諾(うけ合う)シテ必ズ他入二披閲セシル上、之ヲ参照討究アリテー刀両断ノ御裁決体リ、正邪双方ヨリ上陳書ヲ御受領ニナリタ虚構架設如何様ノ手煩ヲ惹起セシモ難計キニをがリ、正邪双方ヨリ上陳書ヲ御受領ニナリタル上、之ヲ参照討究アリテーカ両断ノの裁決しまりが、正邪双方ヨリよのが、テ不服ノ口実ヲ研究シアルニ依リテ、其ノ命ニ応ジタルナリ。且今アルニ依リテ、其ノ命ニ応ジタルナリ。且今

テ其ノ請ヒニ随ヒ再ビ差出セリ。請フ、更ニ其ノ書ヲ出サレタシト云ハシム。仍シ過刻ノ過誤ヲ謝シ、敢テ他人ニ閲セシメズ、両後見ハ大イニ之ヲ悔ヒ従者ヲ其ノ旅寓ニ遺ハ

拾七条罪失記写

臣子之惰実不相立候事終ニ御最後(期)之節重役ノ者一人モ不罷出リ度々及報知候得共虚説ト申募リー向驚不申一 先君徳山ニ於テ御身上切迫ノ節詰居ノ者ヨ

樸助ヲ幽囚セシコト 先君御逝去後無間正義之士小国融蔵、大谷

メザル事ヲ約セリ。

へモ不申上尚一家中へモ移シ不申邑政堂二隠内輪へノ報書福原ヨリ差送ラレ候処仙相院殿諸隊追討ノ俗論相起リ候節諸隊ヨリ三大夫

北強団ノ内騎馬等ニテ在々ヲ馳廻リ兵ヲ募ー 諸隊追討ノ節萩表へ卿夫差出候事

シ置候事

全回天軍討罰ノ計略ナリシコト

リ武器ヲ用意シ回天軍ノ屯所ヲ取巻キ候儀者

田公輔ヲ幽囚シ剰へ総人数ヲ親類預ニ相成無異議乍受込直様大谷樸助、河上範三、津内遂ニ切迫ニ相成更ニー通ノ願書差出候節回天軍ノ内(組士拾弐人ノ儀種々歎願仕候

侯主

中ヨリ身柄願下ノ儀申出候処早速被差免候條ノ罪科有之候様申立大組中御手廻ノ四組<mark>樸</mark>助、範三、公輔三人ノ者北強団ニ五ケ

∄

事

日日延ノ事相願候得共一日之延引モ無之厳沙汰有之候ニ付親類其外気付ノ者ヨリ両三候処無異議乍受込何之詮議モ無之割腹之御樸助、範三幽囚中親類ヲ以テ趣意書ヲ差出

科二被処候事

樸助割腹被仰出候前ニ益田三郎左エ門ヨリ

心自殺ノ取計候ハバ跡式之処取計可致トノ写大谷家親類へ内々ノ事ニテ樸助儀甚恐入リ改

有之候事

罷出候事

北強団ノ内ヨリ両人干城隊へ罷出回天軍八

叛逆ノ意有之ト讒言致候事

公輔入牢ノ御沙汰相成候処平体ニシテ干城

隊へ御任セ相成候事

儀二付沙汰違ノ趣有之治部様ヨリ御尋問ノ育英館尚回天軍へ地方農兵其他ノ者入込ノ

回天軍ヨリ器械御貸度ノ儀申出候処尤ノ儀付属ノ者ノ過誤ト偽リ候事

通不被差免候事

二候得共北強団ヨリ折合不申トノ儀ニテ願之

一一模助跡式一條二付沙汰違之事

一 前段沙汰書之儀仙相院殿御後見等へモ不入

## 御覧恣二取行ヒ候事

以上 (以下次号)

## 【注】幕末、維新前後ノ諸隊

挙げて難局にあたり、諸隊の数は百六十に達子の集団で弾薬筒の製造に従事。など総力を

薬筒のことと思われる。萩一向宗信徒の婦女

しました。以下「回天実記」に記された隊名

について簡単に付記しておきます。

わず誰でも入隊を許し、長藩の有志隊中最奇兵隊 高杉普作の創設、士、農、商をと

干城隊を慶応元年創設、藩内に急進、穏健

も勢力があった。 文久三年創設

り両派の問にあってみずから鎮静会議員と称両派の対立に際し、諸士の各階級有士が集ま

した。

管とし、慶応三年二月**義昌隊**と合併、**振武隊南園隊** 元治元年八月創設、佐々木男也を総

と称した。

した。創立は慶応元年二月六日。等の死により解散したが、慶応元年三月再興佐急進派が編成、穏健派邑政堂と対立し樸助回天軍 大谷樸助、河上範三、津田公輔ら須回天軍 大谷樸助、河上範三、津田公輔ら須

頭取であった。
抗して須佐士農兵の集団で組織、栗山翁輔が北強団 慶応元年二月二十五日、回天軍に対

北第一大隊 慶応元年十月五日、第二次長州 北第一大隊に属し石州口の戦では大活躍をし 隊と大別し、その采地に配置した。須佐勢は 北第一大隊に属し石州口の戦では大活躍をし 北第一大隊 慶応元年十月五日、第二次長州

### 「資料紹介」

# : 伊能忠敬翁測量日記: ょり

今から約一七〇年前、伊能忠敬が日本全国今から約一七〇年前、伊能忠敬が日本全国な日本国図が作られたことは、歴史的にも画な日本国図が作られたことは、歴史的にも画学会「山口県地方史研究第四六号」に「伊能学会「山口県地方史研究第四六号」に「伊能学会「山口県地方史研究第四六号」に「伊能学会「山口県地方史研究第四六号」に「伊能学会に加入されていない方々にも知いたします。たいへん興味深い史料なので山口にします。たいへん興味深い史料なので山口にします。たいへん興味深い史料なので山口にします。たいへん興味深い史料なので山口にします。たいへん興味深い史料なので山口にします。たいへの興味深い中で、山口県地方史がらかがもれます。

# 伊能東河(忠敬) 防長両国測量日記 全

本書八昭和十五年ノ夏、余在京ノ学友工藤康本書八昭和十五年ノ夏、余在京ノ学友工藤康 本書八昭和十五年ノ夏、余在京ノ学友工藤康 本書八昭和十五年ノ夏、余在京ノ学友工藤康

昭和二十年乙酉冬至前一日

於周防田盧邑(田布施村)

櫟村精舎南軒下

吉田 祥朔 記

# 伊能忠敬翁測量日記抄(須佐近況のみ抄記)

(前略)

逗留。 同廿五日(文化三年五月)朝小雨、跡(後 同廿五日(文化三年五月)朝小雨、跡(後 同廿五日(文化三年五月)朝小雨、跡(後 回廿五日(文化三年五月)朝小雨、跡(後

尾形、 嶋郡見嶋へ渡海、稲生病気残居、当所中船頭 山刑百合蔵、此日坂部、 下浜崎本町二着、 手下河辺、平山、 の内、飯井迄測、 三見村を歴て玉江浦迄測、 同廿六日晴天、瀬戸崎浦出立、後手高橋 小坂、宗兵衛三隅庄村坊ケ崎より同村 測量両手八暮迄二着、止宿 利兵衛、 即阿武郡三見村界なり。 · 門倉 我等八昼頃二萩城 栄二同断より初 佐藤、丈助見 先

出る。衛門、浜崎町年寄落合治左衛門、同須子半兵衛帯門、浜崎町年寄落合治左衛門、同須子半兵衛吉賀留之允、医師栗山孝庵、郡代役村上九郎右

測量済。 宿 浜崎町逗留、此日坂部、 浜の内、虎崎より逆測、 経て字狐嶋迄測、先手高橋、 市中西田町を歴て浜崎橋本川尻迄測て浜崎町止 浜崎町松本川尻より城山を廻り橋本川ニ添、萩 町より橋本橋迄測、下河辺、平山、 兵衛、栄二浜崎松本川尻より鶴江浦、 三見村玉江浦界ヨリ橋本川迄測、又萩市中西田 同廿八日晴天、後手下河辺、平山、 同廿七日晴天、高橋、永沢、宗兵衛、 此日坂部、門倉、 佐藤、丈助見嶋測量。 門倉、佐藤、丈助見嶋 小畑浦狐嶋迄測て合測 小坂、宗兵衛越ケ 小坂、栄二 尾形 小畑浦を 利兵衛 利

三番平山、小坂、利兵衛尾嶋一周を測・三手共番下河辺、稲生、栄二大井村持櫃島一周を測、ツ頃乗船、大井村持(所属)相嶋一周を測、二同廿九日晴天、一番高橋、尾形、宗兵衛暁七

河病気此所止宿。部、門倉、佐藤、丈助浜崎町え帰帆止宿、東越ケ浜止宿、秋穂屋吉兵衛暮二見嶋渡海ノ坂

平山 右衛門 測る、是より徳山領大井村也、二番下河辺、 山領奈古村止宿、本陣中村助左衛門外一軒庄 丈助大嶋一周を測、三手東河共長州阿武郡徳 内、出村迄測、 衛越ケ浜の内、虎崎より大井浦を経て湊浦迄 村止宿に至る。一番高橋、 六月朔日晴天、 小坂、利兵衛、栄二湊浦より奈古村の 男嶋一周、三番坂部、佐藤 萩浜崎町出立、 稲生、 尾形、 乗船、 宗兵 奈吉

同二日朝より晴天、昏曇天、奈古村出立、

一番下河辺、稲生、尾形、僕 栄二、徳山領那

瀬二至リ三番手卜出会、三番坂部、永沢、小一番手ノ測初二繋ギ夫より逆に奈古村カセケ古村測量所前之浜より山越シテ木与村ニ至リ下迄測、二番高橋、佐藤、宗兵衛、利兵衛奈(奈)古村卜萩領木与境より初、宇田村旅宿

幟屋丈七。 測所、波荒半周を測ル、宇田村止宿、金子甚吉二番手と出会測量済、夫より野嶋へ渡り一周可トロ崎迄測、夫より見取してカセケ瀬ニ至リ、坂、丈助奈古村出郷土村人家より初メ、順ニモ坂、

山 測量難成見取して宇田村え戻り止宿す。 宇田嶋、 止宿竹内岩右衛門、三番高橋、稲生、 至リー番手へ繋ぎ、夫より又海辺通り惣郷村 宇田村止宿、下海辺より初、惣郷村王子ケ坂ニ 測、印を残し置、二番坂部、永沢、佐藤、丈助 より初、街道須佐村本陣二至リ、夫より海辺迄 坂、栄二長州阿武郡惣郷村王子ケ坂より初、夫 相越して止宿、田村常右衛門 須佐村界に至り測量済、一番二番は須佐村泊、 同三日朝曇天後小雨、 門倉病気二付、宇田村より街道江崎村え 姫嶋、小嶋各一周可測の所、 一番下河辺、尾形 利兵衛 烈風波荒 東河井 小

海辺、昨日一番手残印より初、右山ニ添、湊内同四日晴天・一番下河辺、小坂、栄二須佐村

境字仏坂より石見国美濃郡飯浦迄測で止宿す、須佐村枝郷大浦通、湊内赤島鼻迄測、一番手選相成、赤嶋鼻昨日三番手残印より初、逆二番高橋、尾形、永沢、佐藤、利兵衛江崎村と出合測量終ル、一番、二番江崎村え帰宿、三番高橋、尾形、永沢、佐藤、利兵衛江崎村と出合測量終ル、一番、二番江崎村え帰宿、三番高橋、尾形、永沢、佐藤、利兵衛江崎村と出合測量終ル、一番手残内より初、逆二種村出立、大黒崎より測初の所、波荒二テ測量村出立、大黒崎より測初の所、波荒二須佐

施左内出る。 施左内出る。

湊内ノ入江を山崎龍宮の下迄測、夫より荒波二江崎村市中、昨日三番手残杭より初、海辺通、同六日晴天北風、二番坂部、稲生、丈助長州

浜村、戸田村、木網(喜阿弥)村、持石村を過ー番手ノ見取と合測、一番下河辺、小坂、栄二ー番手ノ見取と合測、一番下河辺、小坂、栄二長州田万村セゴイ鼻より宇婦(生)崎通リ石州飯浦鯖坪鼻迄見取して二番ト出会、三番高橋、電形、永沢、佐藤、利兵衛石州飯浦より初、小坂、栄二長州、京、大田村、木網(喜阿弥)村、持石村を過に飲浦人家下通相測、鯖坪鼻二至リ、残し杭より逆に飯浦人家下通相測、鯖坪鼻二至リ、残し杭より逆に飯浦人家下通相測、鯖坪鼻二至リ、残し杭よりが、

付

見取シテ田万村の内、セゴイ鼻に至ル、夫

忠右衛門止宿、脇宿桑原広右衝門。て高津村二至リ終ル。此夜晴測量、本陣篠原

(以下略)

### 注

苦労に感動を覚えます。も測量をしたことなど、その精力的な行動と時の道路や交通事情を思い、又晴れた日は夜時の道路や交通事情を思い、又晴れた日は夜以上の日記は極めて詳密に記してあり、当

(伊能)、下河辺、平山、尾形、高橋、小坂の班に分れて測量した所もあるようですが、四班に分れて測量した所もあるようですが、四班に分れて測量した所もあるようですが、由来を記してあり、たとえば、深川(長門市由来を記してあり、たとえば、深川(長門市日記の中には、特に由緒の深い所にはその日記の中には、特に由緒の深い所にはその

見取図を作ったものと思われます。は、海上が荒れて舟が出せず、実測ではなく、とがわかります。文中「波高、見取」とあるの栄二、丈助、宗兵衛、利兵衛の五名であったこ門倉、佐藤、坂部、稲生の十名に従者の吉平、

# 益田親施公手書の「育英館規範」について

> です。 です。。高正神公とは親施公切腹後、臣下が 家筋です。高正神公とは親施公切腹後、臣下が 家筋です。高正神公とは親施公切腹後、臣下が 家筋です。高正神公とは親施公切腹後、臣下が 家筋です。高正神公とは親施公切腹後、臣下が のす。高正神公とは親施公切腹後、臣下が のす。

高正神公手書

育英館規範(箱書)

(箱書は波田兼晏翁の筆)

# 育英館直捌文武引立方之細目

### 文学引立方

限を期シ左候而右日限迄二八無相違可差出 一大変書生之内学頭之校量を以両三人或八四度宛書生之内学頭之校量を以両三人或八四度の書生之内学頭之校量を以両三人或八四度を期シ左候而(そうして)出萩之 一大変 時務策等へ当り議論二及ビ且講釋 上右文章時務策等へ当り議論二及ビ且講釋 上右文章時務策等へ当り議論二及ビ且講釋 大石文章時務策等へ当り議論二及ビ且講釋 大石文章時務策等へ当り議論二及ビ且講釋 大石文章時務策等へ当り議論二及ビ目講釋 大石文章時務策等へ当り議論二及ビ目講釋 大石文章時務策等へ当り表記。

校量を以早道之心得ニ而出萩之事但出萩之儀八召出之筋ニ而八不宜学頭

### 武芸引立方

同様頭取之校量を以四季四度早道之心得ニ劔槍稽古人之内両三人或八四五人宛文学

但爰元番勤之内兼々劔槍稽古致候者有

而出萩試合之事

之節八相手之事

得二而四季四度萩素棨備立之事(一)砲術稽古人之内三四人宛劔槍同様早道之心

萩之人柄を重ニ相立番勤之者も一同ニ備立之一の術備立之儀ハ小人数ニ而も不相調ニ付出

出萩滞留日限之儀八三日を期限二相定候事

事

#### 昆上

二付出萩之節左之通り物而領分之儀八壱人二而文武共稽古致候儀

但武芸ニ而出萩之時は文学ニ準じ武芸を儀八文学を主ニ相立候而余之稽古をも試之事文学ニ而出萩とても余之稽古相兼候人柄之

は時二於手元機二臨三懸引可致候事右前条之外巨細(大小のことがら)之儀

主二立候而文学をも試之事

御直書在中

親施公也

御直書在中

### 育英館直捌大意

館中一都(途)懸り役之事

懸り役一応出萩趣意筋篤と申伺之事

懸り役八館中之惣(総)督ニ付用向之儀

八勘場出勤二而会議之事

但下へ之沙汰之儀八職重引請之事

稽古方之儀二付気付筋八文学八学頭武芸

八諸頭取へ篤と申合せ之事

稽古方之儀ニ付廉立之儀八懸り役出萩ニ

而申窺之上取行之事

用人へ館中目代役を兼帯二して日々出動

稽古之盛衰稽古人之精不精克々見届時々印

封ヲ以テ及言上且番勤之節八直々言上勿論

之事

稽古出精二付賞美筋之儀八懸り役目代役

之気付も可有之且懸り役出萩之上活用之賞

格可申聞猶詮議之次第をも篤ク可申聞候事

メ置事

当役中打廻にて政務取計一条之事

職座職掌之件公事郡方等之儀別局ニいたし

度事

須佐目代之儀差止萩須佐目代役兼役之事

但萩用人役より兼帯之事

学政一致二付而は学頭座政務に参預(与)

之事

加判 惣案見合

益田

丹下

加判 月 番

増野 藤右衛門

栗山 翁輔

年行司加判

増野 作左衛門

大田 丹宮

石津

伝右衛門

用人役

萩須佐館中目代役兼事 入江 中左衛門

多根 順右衛門

小原 勘右衛門

波田 与

本尾 官治

右育英館助教授

右真之大意二而引立方之細目八別紙二認

功者豈不成京( 諒) 然也安政之年慶応乃朝小国

山下 少輔

右身柄一代平士二而仕方之事

同人

右育英館助教授

習字場書生引受ニして所勤

同人

右側役之用向聞せ候儀は是迄之通

右で見れば、山下少輔という人は低身分な

がら優秀な才能を持ち、平士に抜擢されたこ

とがうかがわれます。

註

以下は波田兼晏翁のあと書をされたものを

巻末に併せて表装されたものと思われます。

高正神公手書而育英館之幾( 規) 範也育英

田嵩山、山科大室、小国船石其也幾名碩学罰舘八益田家之邑校而品川希明、波田貞父、波

教育於学生篤 武彜為育英館之祭酒(学頭) 旺大義尊王之道而

で親しい) 終交換於学生而互振教鞭以来革新之当時与吉田矩方(松陰) 交儀緻親(こまやか

後学 波田 兼晏

大業而明微皇道者肇茲於茲矣

( 解読)

高正神公手書ニシテ育英館と幾範也育英館八高正神公手書ニシテ育英館と幾範也育英館八部間の 
高正神公手書ニシテ育英館と幾範也育英館八

テ皇道ヲ明微スルハ茲ニ肇リ茲ニ矣ルシテ互ニ教鞭ヲ振ヒ以テ革新ノ大業ヲ来シ而シ当時吉田矩方ト儀ヲ交へ緻親終ニ学生ヲ交換

## 年月日や時刻方角について

た。例えば、 古文書を調べていると年月日、時刻、方角 古文書を調べていると年月日、時刻、方角

せん。(寛政七年)寛政何年とは、今の私たちにはすぐわかりま寛政乙卯春三月と書いてあっても、それが

おみそか)です。 月の終りの日」大晦日は一年の終りの日(おめの日」であり、晦日(みそか)とあれば「आ日とあれば「ついたち 一日 月のはじ

しました。

しました。 図解は角川書店、国語辞典から引用

る丑満どき」とは午前二時にあたります。その名残です。怪談などに出て来る「草木も眠刻とあれば昼の十二時、今の午前、午後はそまた、子の刻となれば夜中の十二時、午の

十二時、九つ時にあたります。詩で有名な月「三更」とは子の刻、つまり夜の前六時、暮四つ(午後十時、また、上杉謙信の

わがやどは都のたつみ鹿ぞすむまた、方角など、たとえば百人一首にある

声聞く時ぞ秋は悲しき

ありますので、次に簡単な説明をのせることにこれは中国から伝わった「五行陰陽」の説にいまり東南にあたります。これは中国から伝わった「五行陰陽」の説にの「たつみ」とは巽とも書き、辰と巳の間、つの「たつみ」とは巽とも書き、辰と巳の間、つ

27

「 士 士」

のほかの時刻の呼び方としでは、明け六つ 午

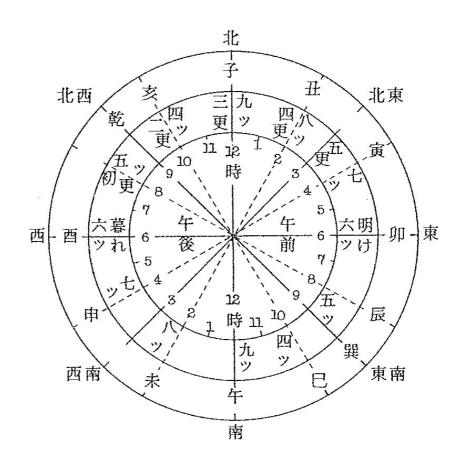
(ひのと)戊(つちのえ)己(つちのと)庚(かのえ)辛(かのと)任(みずのえ)癸(みずのと)これは五行説の木火土金水で此の世の一切が成り立っているという考え方で、これに太陽と月(陰陽)が加わって宇宙が形成されるという考え方です。この五つの要素成されるという考え方です。この五つの要素したものです。「えと」のことばの元と考えてよいでしょう。

### 士支

普通にはこの二つを合わせて干支(えと)とたつ) P(み) 午(うま) 未(ひつじ) 申(たつ) P(み) 午(うま) 未(ひつじ) 申(さる) 酉(とり) 戎(いぬ) 亥(い) 同(さる) 西(とり) 可(さら) の(う) 辰(さる) です。

## 元にもどるので還暦と云います。

甲(きのえ)乙(きのと)丙(ひのえ)T



.....は時刻

は方角

内側の数字は現代の時刻

28